

③ 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理体制

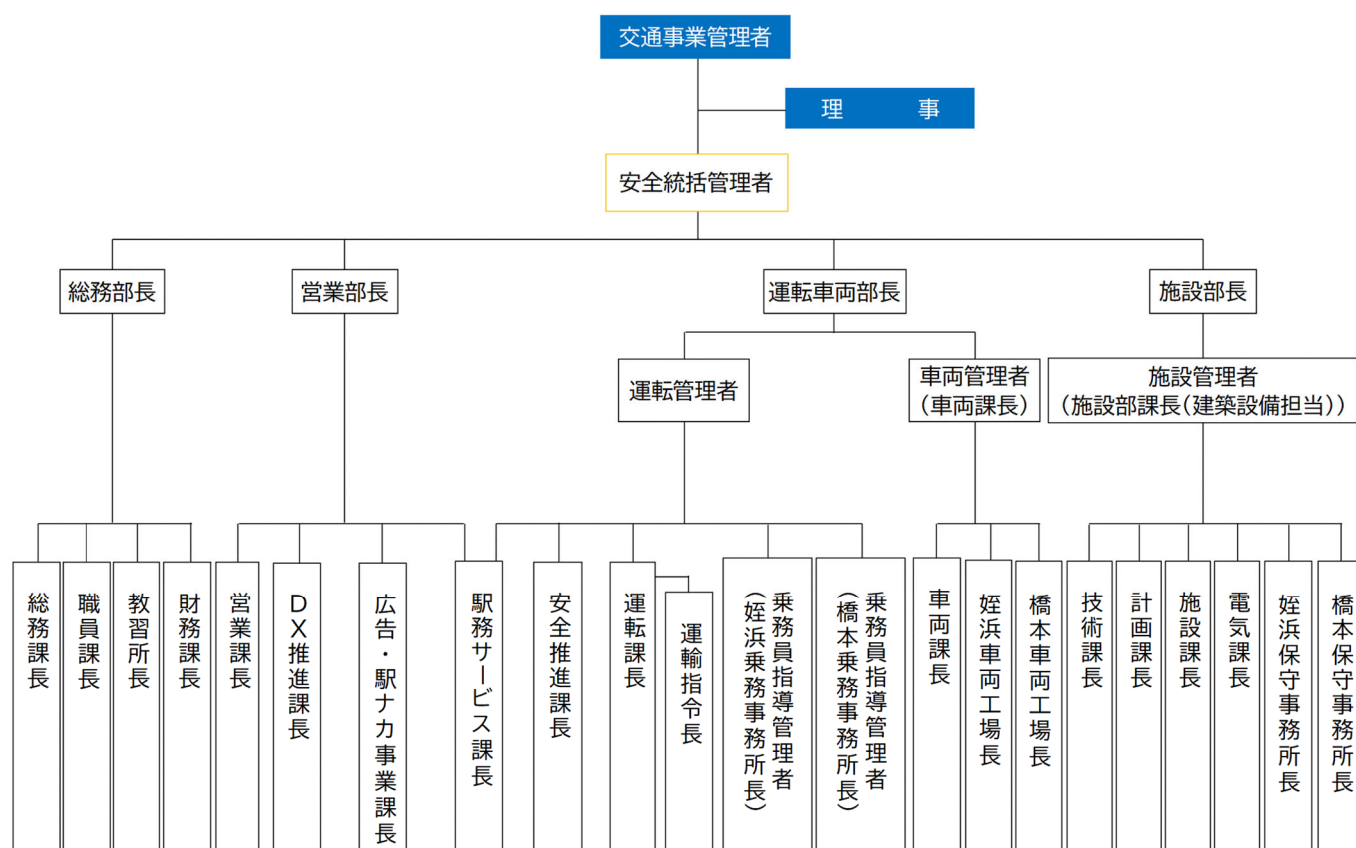
福岡市地下鉄では、開業以来、安全には特段の注意をはらい、安全の確保に取り組んでおり、平成18年には、鉄道事業法改正に伴い「福岡市交通局安全管理規程」を制定しました。この安全管理規程は、福岡市高速鉄道事業における輸送の安全の確保のための基本の方針並びに事業の実施のための体制・方法を定めたものです。これにより更なる安全性向上を図っています。

1

組織体制

経営トップである交通事業管理者を最高責任者とし、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、その他責任者による安全の確保に関する体制を確立しています。

令和6年4月1日現在



2

各責任者の役割

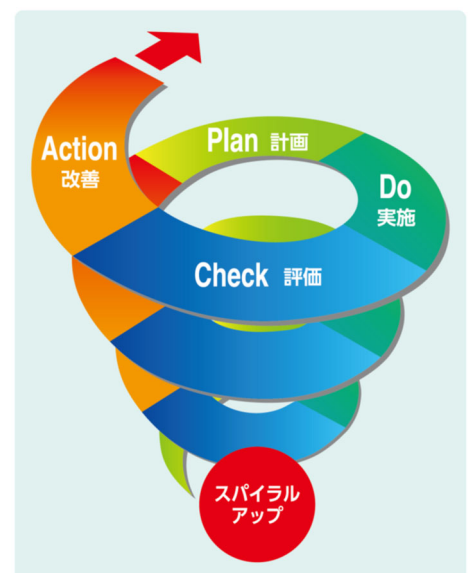
役職	役割
交通事業管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転及び運転事故防止に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持等に関する事項を管理する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な財務及び要員等に関する業務を行う。
営業部長	駅務その他これに付帯する全般の業務を掌理する。
運転車両部長	運転、車両の保守、管理及び改修その他これらに付帯する全般の業務を掌理する。
施設部長	土木構造物、線路、建築物及び設備の保守、管理及び改修、電気その他これらに付帯する全般の業務を掌理する。

3-2 安全管理方法

輸送の安全の確保に関する施策を計画し、進捗状況を管理しながらその計画を確実に実施します。実施後は、その結果をチェックして必要な改善を行い、さらに、その改善の結果を次の計画策定に活かします。

このように、PDCA（Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善）サイクルを繰り返し実行することによって、安全性の向上を図っています。

- P(計画)**:安全施策、事故対策などの策定
- D(実施)**:計画に従って、施策、対策を実施
- C(評価)**:内部監査等にて、施策、対策の進捗を評価
- A(改善)**:評価をもとに改善を図り、次の計画に活かす



1

安全管理に関する会議の開催

①経営会議

地下鉄経営に関する重要課題に迅速かつ的確に対応するため、経営管理や安全管理などの基本方針を審議し、方針を決定します。交通事業管理者が主宰し、理事、全部長を構成メンバーとしています。

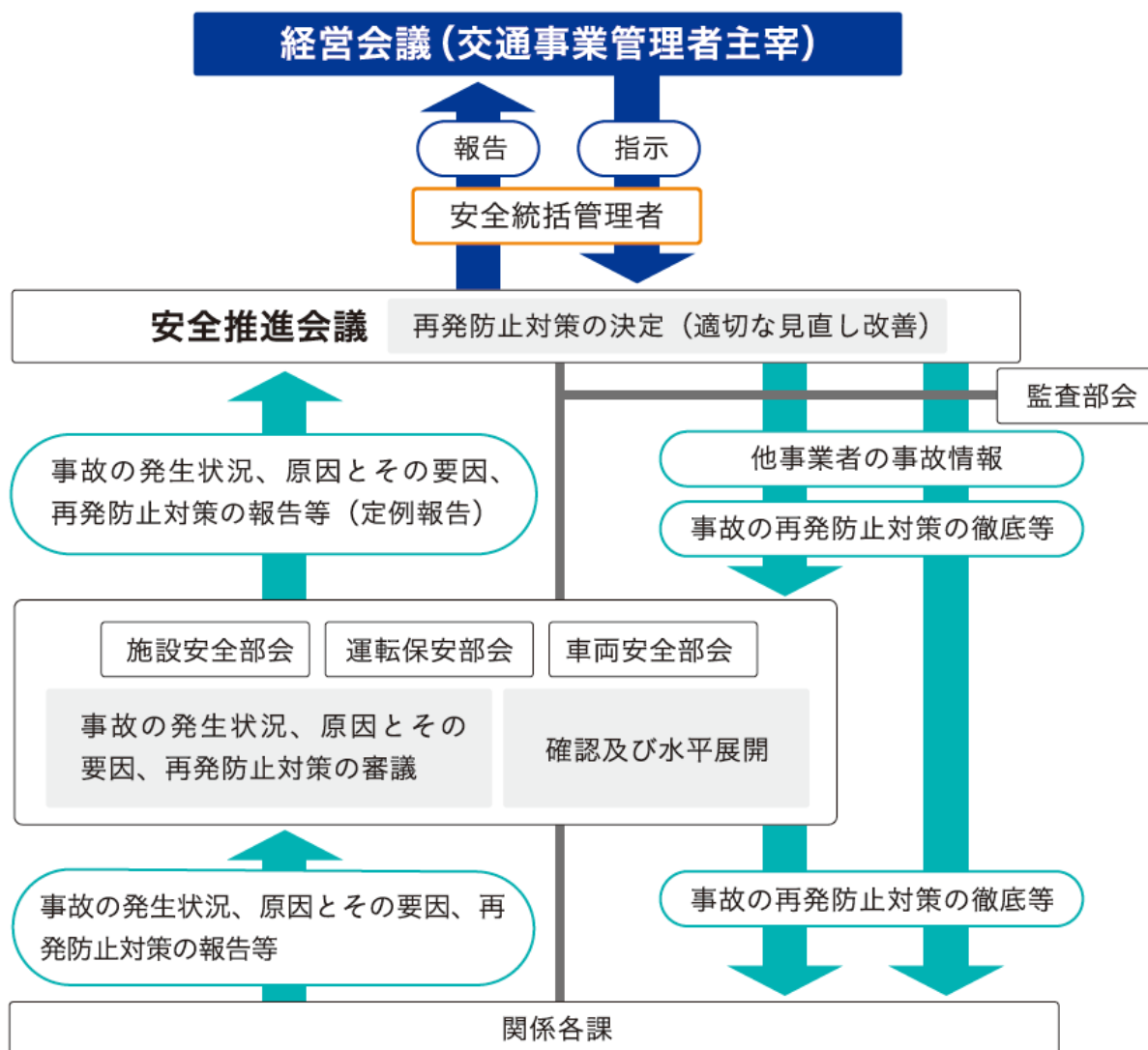
②安全推進会議

安全統括管理者を議長とする会議で、主に以下の業務を行います。

運輸安全マネジメントの推進
事故・災害などの情報分析及び事故防止対策の策定
内部監査の実施



運転保安部会、施設安全部会及び車両安全部会の3つの専門部会を持ち、内部監査を担当する監査部会も併設しています。



日々の業務で事故につながるおそれのある要因等の情報、いわゆる「ヒヤリハット情報」については、各専門部会において分析を行い、対策を決定していきます。決定した対策は、速やかに対応を行うとともに、各職員へ情報をフィードバックし、それぞれの安全意識の向上に努めています。



●ヒヤリハット情報事例とその対応

【事例】

駅の機器室内床面に、排水管が敷設してあり、排水管に躓き、転倒する恐れがある。

【対応】

排水管にトラテープを貼り、注意喚起を行った。



3

災害等発生時の対応体制

鉄道運転事故や災害発生時の対応については、予め体制を定めています。事故や自然災害が発生すると、その規模に応じ、対策本部などを設置して対応にあたります。

また、実際に発生した事案について、振り返りを行い、課題等が見つかった場合は、随時、体制や関連する規程の見直しを行い、改善しています。

4

交通事業管理者、安全統括管理者等による現場巡視

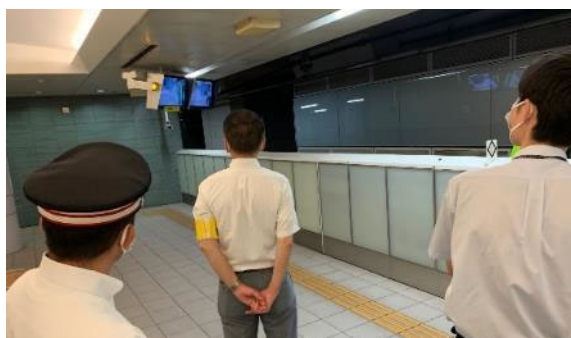
交通事業管理者、安全統括管理者及びその他の責任者は現場巡視を行い、関係法令の遵守と安全最優先意識の徹底を図るとともに、現場職員との意見交換を行い、職員の安全意識の高揚を図っています。



交通事業管理者巡視



交通事業管理者意見交換会



安全統括管理者巡視



運転管理者巡視



車両管理者巡視



施設管理者巡視

5

内部監査

安全管理体制の向上を図るため、各部署に対して内部監査を実施しています。

内部監査結果に基づき、取組みの改善を図り安全管理体制のスパイラルアップに努めています。



6

定期的な見直し

内部監査、日常の安全管理業務で明らかとなった課題、また運輸安全マネジメント評価で受けた改善事項等については、適宜見直し、改善措置を実施しています。

また、年度末に開催する経営会議において、その1年間の安全マネジメント体制の諸課題を包括的に検討し、次年度への改善に繋げています。

7

運輸安全マネジメント評価

運輸安全マネジメント評価とは、国土交通省が事業者の安全管理体制に関する基本的な理解及び実際の実施状況を確認し、安全管理体制の更なる改善等に向けた助言等を行う制度です。

令和2年度に実施された評価では、安全管理体制の仕組みが構築され、それらの仕組みがシステムとして適切に運用されているとの評価を受けました。



令和2年度の運輸安全マネジメント評価の様子

8

保安監査

保安監査とは、国土交通省が行う立入検査で、輸送の安全を確保するための取組みが適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて監査することにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ることを目的とする制度です。

前回(平成29年度)実施された監査では、事実確認事項は無く、引き続き安全安心な輸送の確保に努めるよう指示を受けました。なお、令和5年1月に七隈線延伸(天神南～博多)に係る保安監査が実施され、事実確認事項はありませんでした。